

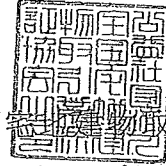
(公社)全宅保証発総第30号

令和1年10月29日

地方本部長 殿

公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会

総務委員長 松尾信明



令和元年台風19号による災害に伴う宅地建物取引業の
特別措置（免許有効期間の延長）について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

去る、台風19号による災害では、被災された都道府県本部の会員をはじめ、数多くの方々に対しまして、お見舞い申し上げます。

さて、この度の災害が「特定非常災害」に指定されたのを受け、令和元年10月18日付け国土交通省告示第720号により、宅地建物取引業法に関し、以下の通り特別措置が講じられることとなりましたので、会員への周知及び事務手続きについて、格別のご配慮をお願い申し上げます。

敬 具

記

○宅地建物取引業の免許等の有効期間の延長

特定被災地域内(※)に主たる事務所等を有する業者の免許有効期間が令和元年10月10日以後に満了するもの（但し、既に更新されている場合などは原則除かれます）は、当該有効期間の満了日が一律に令和2年3月31日まで延長されます。

- ・宅地建物取引業者の免許
- ・宅地建物取引士証の交付

(事務手続き上の留意点)

都道府県の免許権者と確認・調整し、該当する会員については、会員管理システムで免許期間を修正することができます。「変更入力」の画面からデータの修正を行って下さい。

(別添参考資料)

- ① 不動産課より関係団体あて事務連絡（令和元年10月18日）
- ② 国土交通省告示第720号（令和元年10月18日）

以 上

※【特定災害地域内】

・令和元年台風第 19 号による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていること、住家に多数の被害が生じたことから、全国で 14 都県 391 市区町村(岩手県は6市5町3村、宮城県は 14 市 20 町1村、福島県は 13 市 30 町 12 村、茨城県は 24 市6町、栃木県は 13 市8町、群馬県は 12 市 13 町5村、埼玉県は 29 市 18 町1村、千葉県は 25 市 15 町 1 村、東京都は7区 17 市4町1村、神奈川県は 11 市7町 1村、新潟県は3市、山梨県は 10 市6町4村、長野県は 16 市 14 町 14 村、静岡県は1市 1町)にそれぞれ災害救助法の適用を決定。

【岩手県】 宮古市、大船渡市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡野田村、九戸郡洋野町(適用日:10 月 12 日)

【宮城県】 仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、刈田郡蔵王町、刈田郡町七ヶ宿町、柴田郡大河原町、柴田郡村田町、柴田郡柴田町、柴田郡川崎町、伊具郡丸森町、亘理郡亘理町、亘理郡山元町、宮城郡松島町、宮城郡七ヶ浜町、宮城郡利府町、黒川郡大和町、黒川郡大郷町、黒川郡大衡村、加美郡色麻町、加美郡加美町、遠田郡涌谷町、遠田郡美里町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町(適用日:10 月 12 日)

【福島県】 福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、伊達郡川俣町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、岩瀬郡天栄村、南会津郡下郷町、南会津郡桧枝岐村、南会津郡只見町、南会津郡南会津町、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡会津美里町、西白河郡西郷村、西白河郡泉崎村、西白河郡中島村、西白河郡矢吹町、東白川郡棚倉町、東白川郡矢祭町、東白川郡塙町、東白川郡鮫川村、石川郡石川町、石川郡玉川村、石川郡平田村、石川郡浅川町、石川郡古殿町、田村郡三春町、田村郡小野町、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡新地町、相馬郡飯舘村(適用日:10 月 12 日)

【茨城県】 水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、つくば市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、鉾田市、つくばみらい市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、久慈郡大子町、結城郡八千代町、猿島郡境町(適用日:10 月 12 日)

【栃木県】 宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、下野市、河内郡上三川町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、下都賀郡壬生町、那須烏山市、小山市、塩谷郡塩谷町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町(適用日:10 月 12 日)

- 【群馬県】 前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、北群馬郡榛東村、北群馬郡吉岡町、多野郡上野村、多野郡神流町、甘楽郡下仁田町、甘楽郡南牧村、甘楽郡甘楽町、吾妻郡中之条町、吾妻郡長野原町、吾妻郡嬭恋村、吾妻郡草津町、吾妻郡高山村、吾妻郡東吾妻町、利根郡みなかみ町、佐波郡玉村町、邑楽郡千代田町、邑楽郡大泉町、邑楽郡邑楽町(適用日:10月12日)
- 【埼玉県】 さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、深谷市、上尾市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、ふじみ野市、志木市、和光市、新座市、桶川市、八潮市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、入間郡三芳町、入間郡毛呂山町、入間郡越生町、比企郡滑川町、比企郡嵐山町、比企郡小川町、比企郡川島町、比企郡吉見町、比企郡鳩山町、比企郡ときがわ町、秩父郡横瀬町、秩父郡皆野町、秩父郡長瀨町、秩父郡小鹿野町、秩父郡東秩父村、児玉郡美里町、児玉郡神川町、児玉郡上里町、大里郡寄居町(適用日:10月12日)
- 【東京都】 墨田区、大田区、世田谷区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、八王子市、立川市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、日野市、福生市、狛江市、東大和市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西多摩郡瑞穂町、西多摩郡日の出町、西多摩郡檜原村、西多摩郡奥多摩町(適用日:10月12日)
- 【神奈川県】 川崎市、相模原市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、高座郡寒川町、足柄上郡大井町、足柄上郡松田町、足柄上郡山北町、足柄下郡箱根町、足柄下郡湯河原町、愛甲郡愛川町、愛甲郡清川村(適用日:10月12日)
- 【新潟県】 上越市、糸魚川市、妙高市(適用日:10月12日)
- 【山梨県】 富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、笛吹市、上野原市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡早川町、南巨摩郡身延町、南巨摩郡南部町、南巨摩郡富士川町、南都留郡道志村、南都留郡鳴沢村、南都留郡富士河口湖町、北都留郡小菅村、北都留郡丹波山村(適用日:10月12日)
- 【長野県】 長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市村、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、南佐久郡小海町、南佐久郡川上村、南佐久郡南牧村、南佐久郡南相木村、南佐久郡北相木村、南佐久郡佐久穂町、北佐久郡軽井沢町、北佐久郡御代田町、北佐久郡立科町、小県郡青木村、小県郡長和町、諏訪郡下諏訪町、諏訪郡富士見町、諏訪郡原村、上伊那郡辰野町、上伊那郡宮田村、木曾郡木曾町、東筑摩郡麻績村、東筑摩郡生坂村、東筑摩郡筑北村、埴科郡坂城町、上高井郡小布施町、上高井郡高山村、下高井郡山ノ内町、下高井郡木島平村、下高井郡野沢温泉村、上水内郡飯綱町、下水内郡栄村(適用日:10月12日)
- 【静岡県】 伊豆の国市、田方郡函南町(適用日:10月12日)

・台風第 15 号において災害救助法が適用された千葉県及び東京都(※)の市町村については、令和元年台風第 19 号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としていることから、台風第 19 号においても災害救助法が適用されているもの。

(※)千葉県:千葉市中央区・花見川区・稲毛区・若葉区・緑区、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町

東京都:島しょ大島町

・なお、令和元年台風第 19 号に伴う災害は、「令和元年台風第 19 号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」により特定非常災害に指定されており、上記市町村も特定非常災害の対象となる。(令和元年 10 月 18 日公布・施行)

事務連絡
令和元年10月18日

一般社団法人マンション管理業協会 担当者
公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会 担当者
公益社団法人全日本不動産協会 担当者
一般社団法人不動産協会 担当者
一般社団法人不動産流通経営協会 担当者
一般社団法人全国住宅産業協会 担当者
公益社団法人日本賃貸住宅管理協会 担当者

殿

国土交通省土地・建設産業局不動産課

令和元年台風第19号による災害に伴う宅地建物取引業法、マンションの管理の適正化に関する法律、住宅宿泊事業法及び賃貸住宅管理者登録規程の特例措置について

令和元年台風第19号による被災地域の災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、宅地建物取引業の免許等の有効期間の延長等について、下記のとおり措置（詳細は別添参照）されたのでお知らせ致します。

なお、本措置に関して、別添のとおり、各地方整備局等あて通知をしたので参考までに送付致します。

記

1. 宅地建物取引業の免許等の有効期間の延長について

○特定被災地域内に主たる事務所等を有する者に係る以下のものについて、有効期間が令和元年10月10日以後に満了するものは、当該有効期間の満了日が一律に令和2年3月31日まで延長されることとなった。

- ・宅地建物取引業者の免許
- ・宅地建物取引士証の交付
- ・マンション管理業者の登録
- ・管理業務主任者証の交付
- ・賃貸住宅管理者の登録

2. 宅地建物取引業者、マンション管理業者、住宅宿泊管理業者及び賃貸住宅管理者の変更の届出等の不履行の場合の免責等について

・宅地建物取引業者等が令和元年台風第19号により、変更の届出等の履行期限までに義務の履行ができなかったと認められるときは、令和2年1月31日までに履行すれば、行政上及び刑事上の責任は問われないこととなる。

【別添】

○令和元年台風第19号による災害に伴う宅地建物取引業法、マンションの管理の適正化に関する法律、住宅宿泊事業法、賃貸住宅管理者登録規程及び不動産特定共同事業法の特例措置について

地方整備局等

宅地建物取引業法、マンションの管理の適正化に関する法律、
住宅宿泊事業法、賃貸住宅管理業者登録規程、不動産特定共同事業法 担当者殿

国土交通省土地・建設産業局不 動 産 業 課
不動産市場整備課

令和元年台風 19 号による災害に伴う宅地建物取引業法、マンションの管理の適正化に関する法律、住宅宿泊事業法、賃貸住宅管理業者登録規程及び不動産特定共同事業法の特例措置について

令和元年台風 19 号による被災地域の災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号。以下「マンション管理適正化法」という。）、住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）、賃貸住宅管理業者登録規程（平成 23 年国土交通省告示第 998 号）及び不動産特定共同事業法（平成 6 年法律第 77 号）の施行について、下記の方針により取り扱うこととしたので、適切な措置等を講じられたい。

記

I 宅地建物取引業の免許等の有効期間の延長について

今般、「令和元年台風第 19 号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（令和元年政令第 129 号。以下「特定非常災害指定政令」という。）が公布・施行され、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成 8 年法律第 85 号。以下「特定非常災害特別措置法」という。）第 2 条第 1 項の特定非常災害として、令和元年台風第 19 号による災害が指定され、同法第 3 条の特定権利利益に係る満了日の延長に関する措置が指定された。これを受け、同条第 2 項の規定に基づく同年 10 月 18 日付け国土交通省告示第 720 号（以下「国土交通省告示」という。）【別紙参照】により具体的な特定権利利益、対象者、延長後の満了日を指定し、以下の措置が講じられることとなったので、対象者等に留意しつつ、適切な措置を講じられたい。

- 特定被災地域内に主たる事務所等を有する者に係る以下のものについて、有効期間が令和元年 10 月 10 日以後に満了するものは、当該有効期間の満了日が一律に令和 2 年 3 月 31 日まで延長されることとなった。

- ・ 宅地建物取引業者の免許

- ・宅地建物取引士証の交付
- ・マンション管理業者の登録
- ・管理業務主任者証の交付
- ・賃貸住宅管理業者の登録

なお、上記の延長措置のほか、行政庁は、同条第3項の規定に基づき、特定非常災害の被害者であって、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行ったものについて、延長期日までの期日を指定してその満了日を延長することができることとなっているので留意されたい。

II 宅地建物取引業者、マンション管理業者、住宅宿泊管理業者、賃貸住宅管理業者及び不動産特定共同事業者の変更の届出等の不履行の場合の免責について

特定非常災害指定政令において、特定非常災害特別措置法第4条の特定義務の不履行についての免責に関する措置が指定され、免責期限が定められたことから、宅地建物取引業者、マンション管理業者、住宅宿泊管理業者、賃貸住宅管理業者及び不動産特定共同事業者の変更の届出等、履行期限が設けられているものについて、宅地建物取引業者等が令和元年台風第19号により当該期限までに義務の履行ができなかったと認められるときは、令和2年1月31日までに履行すれば、行政上及び刑事上の責任は問われないこととなったので、留意されたい。

III 宅地建物取引業等の免許事務等の取扱いについて

免許事務等の取扱いについては、国土交通省告示の対象者の他、特定被災地域内に従たる事務所等を有する者及び本籍を有する者についても以下の1. から5. までの取扱いの対象とするので、留意されたい。

なお、申請に疑義がある場合については、可能な範囲で調査等を行ったうえで、必要に応じて、宅地建物取引業の免許にあつては、宅地建物取引業法第3条の2第1項の規定による条件を付すなどして免許を行うものとし、マンション管理業の登録及び管理業務主任者の登録にあつては、登録を行うものとする。

1. 宅地建物取引業者の事務所等について

被災地域において、事務所が滅失、毀損等をし、事業の遂行が不能となっているものについては、次のように取り扱って差し支えない。

- (1) 事務所不存在、事業休止等に該当することによる届出は要しない。
- (2) 緊急措置として仮設建築物において事業を営む場合、当該場所を法に基づく事務所として取り扱う。

この場合、当該仮設建築物が従前の事務所と同一の所在地にあるときは特段の届出を要しないものとするが、所在地を異にするときは届出を要する。

- (3) 緊急措置として被災地以外の既存の他の事務所等において、滅失又は毀損した事務所の業務を併せて行う場合は、変更の届出を要する。なお、宅地建物取引業法第31条

の3第3項の同条第1項の規定に適合させる措置についてはIIの免責の対象となる。

2. 宅地建物取引業の免許申請等における添付書類について

免許申請等の際に添付が必要な書類に関し、被災により、被災地域の市町村が発行する証明書又は事務所の写真等を添付することができない場合には、提出が可能になった時点でこれらを提出する旨を誓約する書面等の添付をもってこれに代える取扱いをして差し支えない。

3. 宅地建物取引業の免許申請等に係る審査事務について

審査事務に際して必要となる調査等について、被災により、回答を得る等実施が困難な場合には、その他の部分について審査し、総合的に勘案した上で、免許を行うこととして差し支えない。

4. マンション管理業の登録、管理業務主任者の登録等に係る事務

上記1. から3. ままでと同様に取り扱って差し支えない。この場合、1. (3) 中「宅地建物取引業法第31条の3第3項の同条第1項の規定」とあるのは「マンション管理適正化法第56条第3項の同条第1項の規定」と読み替えるものとする。

5. 賃貸住宅管理業者の登録等に係る事務

上記1. から3. ままでと同様に取り扱って差し支えない。ただし、1. (3) 中なお書きについては適用しない。

【特定被災地域内】

○ 令和元年台風第19号に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（令和元年10月18日現在）

- ・岩手県 6市5町3村
- ・宮城県 14市20町1村
- ・福島県 12市26町12村
- ・茨城県 20市3町
- ・栃木県 11市4町
- ・群馬県 11市11町4村
- ・埼玉県 21市18町1村
- ・東京都 6区15市3町1村
- ・神奈川県 11市7町1村
- ・新潟県 3市
- ・山梨県 10市6町4村
- ・長野県 16市14町14村
- ・静岡県 1市1町

※ 最新の適用区域は、内閣府（防災担当）のHPをご確認ください。

<http://www.bousai.go.jp/index.html>

【参考】

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）（抄）

（特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第二条 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害により債務超過となつた法人の存立、当該非常災害により相続の承認若しくは放棄をすべきか否かの判断を的確に行うことが困難となつた者の保護、当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該非常災害を特定非常災害として政令で指定するものとする。この場合において、当該政令には、当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定めるものとする。

二 （略）

（行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置）

第三条 次に掲げる権利利益（以下「特定権利利益」という。）に係る法律、政令又は内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七条第三項若しくは第五十八条第四項（宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八条第一項において準用する場合を含む。）若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第十二条第一項若しくは第十三条第一項の命令若しくは内閣府設置法第七条第五項若しくは第五十八条第六項若しくは宮内庁法第八条第五項若しくは国家行政組織法第十四条第一項の告示（以下「法令」という。）の施行に関する事務を所管する国の行政機関（内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法第三条第二項に規定する機関をいう。以下同じ。）の長（当該国の行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項又は国家行政組織法第三条第二項に規定する委員会である場合にあっては、当該委員会）は、特定非常災害の被害者の特定権利利益であつてその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であつてその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要があると認めるときは、特定非常災害発生日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「延長期日」という。）を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。

一 法令に基づく行政庁の処分（特定非常災害発生日以前に行つたものに限る。）により付与された権利その他の利益であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

二 法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関（国の行政機関及びこれらに置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。）に求めることができる権利であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。

3 第一項の規定による延長の措置のほか、同項第一号の行政庁又は同項第二号の行政機関（次項において「行政庁等」という。）は、特定非常災害の被害者であつて、その特定権利利益に

ついて保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行ったものについて、延長期日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

4、5 (略)

(期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置)

第四条 特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務（以下「特定義務」という。）であって、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。以下単に「責任」という。）が問われることを猶予する必要があるときは、政令で、特定非常災害発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行についての免責に係る期限（以下「免責期限」という。）を定めることができる。

2 免責期限が定められた場合において、免責期限が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が特定非常災害により履行されなかったことについて、責任は問われないものとする。

3、4 (略)

○令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第百二十九号）（抄）

(特定非常災害の指定)

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として令和元年台風第十九号による災害を指定し、同年十月十日を同項の特定非常災害発生日として定める。

(特定非常災害に対し適用すべき措置の指定)

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として、法第三条から第七条までに規定する措置を指定する。

(行政上の権利利益に係る満了日の延長期日)

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、令和二年三月三十一日とする。

(特定義務の不履行についての免責に係る期限)

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、令和二年一月三十一日とする。

○宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）（抄）

(免許の条件)

第三条の二国土交通大臣又は都道府県知事は、前条第一項の免許（同条第三項の免許の更新を含む。第二十五条第六項を除き、以下同じ。）に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 (略)

(宅地建物取引士の設置)

第三十一条の三宅地建物取引業者は、その事務所その他国土交通省令で定める場所（以下この条及び第五十条第一項において「事務所等」という。）ごとに、事務所等の規模、業務内容等を考

慮して国土交通省令で定める数の成年者である専任の宅地建物取引士を置かなければならない。

2 (略)

3 宅地建物取引業者は、第一項の規定に抵触する事務所等を開設してはならず、既存の事務所等が同項の規定に抵触するに至ったときは、二週間以内に、同項の規定に適合させるため必要な措置を執らなければならない。

○ マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）（抄）

（管理業務主任者の設置）

第五十六条 マンション管理業者は、その事務所ごとに、事務所の規模を考慮して国土交通省令で定める数の成年者である専任の管理業務主任者を置かなければならない。ただし、人の居住の用に供する独立部分（区分所有法第一条に規定する建物の部分をいう。以下同じ。）が国土交通省令で定める数以上である第二条第一号イに掲げる建物の区分所有者を構成員に含む管理組合から委託を受けて行う管理事務を、その業務としない事務所については、この限りでない。

2 (略)

3 マンション管理業者は、第一項の規定に抵触する事務所を開設してはならず、既存の事務所が同項の規定に抵触するに至ったときは、二週間以内に、同項の規定に適合させるため必要な措置をとらなければならない。